



日本共産党杉並区議会議員

週刊

# こんにちは こうへい 山田耕平 です

2022.3.3 No.436

このニュースへのご感想  
ご意見をお寄せください!

杉並区善福寺 2-2-11

TEL 090-9973-0941

ホームページ

<http://yamadakohei.jp>

右QRコードを  
ご活用下さい



## 外環道 大泉JCT本線トンネル工事 2月25日から再開する一方… 外環道工事 一部差し止め 東京地裁決定

日テレNEWSより  
複数のメディアが報道



### 国・事業者は掘削を止めよ

調布市で陥没・空洞事故を起こした東京外かく環状道路（外環道）の掘削工事をめぐり、沿線住民（山田も原告の一人）が国や東日本高速道路などに工事の差し止めを求めた仮処分申し立てで、東京地裁は1月28日、一部区間の工事差し止めを命じる決定をしました。

差し止められたのは、東名JCTから北へ約9キロの区間です。東京地裁は「具体的な再発防止策は示されておらず、工事が再開されれば陥没の恐れがある」と指摘しました。

今回の一部差し止めは画期的な決定ですが、この区間以外で掘削を再開している地域もあり、不十分な状況でもあります。実効性ある再発防止策は示されておらず、同様の危険性は他地域でもあります。全区間での掘削を停止すべきです。

### 次々と工事再開

この間、国・事業者は再発防止策を策定し、住民説明会を実施したことを理由に工事を再開しています。大泉JCT本線トンネル（南行）工事は2月25日から再開。中央JCT北側ランプシールドトンネル工事は3月4日から再開する状況です。※当面は事業用地（事業者取得用地）内での掘削となります。

### 住民無視の工事再開中止を

杉並区議会では、工事再開に際し住民の疑問や不安が解消されていないとして、2月16日に国と事業者に対して意見書・要請書を提出。杉並区も同様の対応をしています。（週刊ニュース436号）隣接自治体の武蔵野市議会も、事業者説明会において「納得いくものではない」と意見を述べています。

2月28日に行なわれた道路交通対策特別委員会で、党区議団は外環道の工事再開は認められず、中止すべきと主張しました。党区議団は引き続き、住民の安全安心を守り、危険な外環道工事は中止するよう求めていきます。

### 工事が再開された大泉JCT本線トンネル（南行）

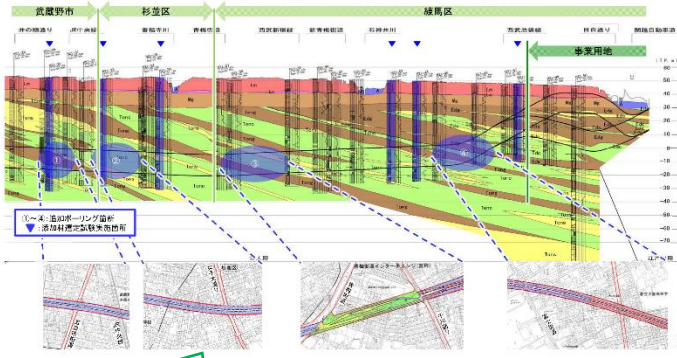
●今後掘進作業を実施するシールド工事（本線トンネル（南行）工事）



事業用地内（緑）で掘進作業を開始した。掘進作業にあたり、再発防止対策の機能確認、施工状況や周辺環境のモニタリング等を実施するとしている。一方、具体的な対策や情報公開は極めて不十分な状況であり、住民の質問や基礎自治体の要請に適切に対応していない。事業用地外で掘進を行なう場合は、改めて説明の場を設けるとしている。事業用地外での掘進を開始する時期については「現時点で未定」としている。

# 善福寺2丁目～西荻北4丁目 地盤の再確認が必要な地域に 杉並区内で地盤調査（ボーリング調査）を実施

追加ボーリング調査が必要な箇所（青丸部分）



工事再開に向けた住民説明会において、地質の構成から地盤の再確認が必要な地域が示されました。杉並区内においては、善福寺2丁目～西荻北4丁目（女子大通り周辺）の範囲となります。

**一箇所のボーリング調査では不十分  
広範囲にわたる調査個所の拡充を**

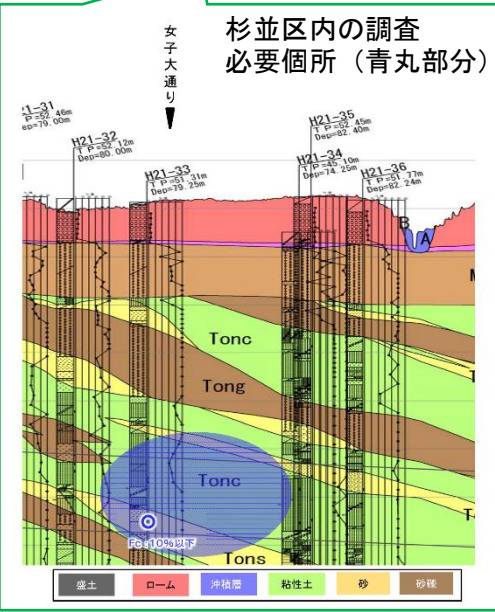
国・事業者は追加ボーリング調査を各地域で一箇所しか実施しないとしています。調査必要範囲が広大であり、地盤の状況にも変化があることが想定されます。一箇所のボーリング調査では全く不十分です。ボーリング調査個所を拡充する必要があります。

地上部分に住宅街が建ち並び、広範囲にわたるボーリング調査が実施出来ないのであれば、工事は中止すべきです。

ボーリング調査の詳細は、近隣住民へ各戸配布される予定です。

杉並区内のボーリング調査実施箇所  
杉並区西荻北4-19-18付近（下記）

調査位置図



## 弁護士による法律相談 毎週水・金曜 2～4時

会場 日本共産党杉並地区委員会  
杉並区高円寺南3-30-12  
電話 03-3314-5551  
※予約は必要ありません。  
直接現地にお越しください。

### 今週の一言

子ども達も不安な日々…

緊迫するウクライナ情勢に関する情報に触れる機会が増え、子ども達も不安を抱いているようです。

5年生の息子、2年生の娘には年齢に応じた説明を心がけていますが、4歳の娘は、とにかく不安を感じさせないよう苦慮しています。大人が考えている以上に、戦争が子ども達に与える影響は深刻です…。

## ロシアは軍事作戦 ただちに中止を

2月24日、ロシアのプーチン政権がウクライナにロシア軍を侵攻させ、各施設などへの攻撃を始めました。ウクライナの主権と領土を侵し、国連憲章・国際法をふみにじる、まぎれもない侵略行爲です。攻撃はいまなお続き、民間人を含む多数の人々が犠牲になっています。

日本共産党は、ロシアの暴挙を糾弾し、直ちに軍事行動を止め、撤退することを求めます。

## 杉並区議会がロシアに対する抗議決議

3月3日、杉並区議会はロシアによるウクライナ侵略に対し、断固抗議する決議を採択しました。

プーチン大統領は核兵器の先制使用も辞さない姿勢を示しており、原水爆禁止署名運動発祥の地の杉並区議会として、断じて認められないことです。決議は超党派の賛成多数で採択されました。

ロシア連邦によるウクライナ侵略に対し断固抗議する決議

今般、ロシア連邦がウクライナを侵略したことは、国際秩序を乱し、自由と民主主義の根幹を揺るがす暴挙であり、断じて許されるものではない。ウクライナ国民の生命と財産、そして自由が理不尽に脅かされていることに、深い悲しみと強い怒りを覚える。

ウクライナへの侵略は、日本国の基礎自治体である杉並区にとっても、遠い国の出来事ではない。

杉並区平和都市宣言の中には、「平和ゆえの幸せを永遠に希求し、次の世代に伝えよう」と謳われている。これは、原水爆禁止署名運動発祥の地である杉並区が世界の恒久平和と核兵器の廃絶を願う気持ちを表したものであり、それを実現し、次の世代に引き渡していく決意を示したものである。

よって杉並区議会は、ロシア連邦のウクライナ侵略に強く抗議するものであり、ロシア連邦に対し、軍の即時撤退と国際法の遵守を求めるものである。

あわせて日本政府に対し、邦人の保護をはじめとする人命の救助並びに我が国へのさまざまな影響対策について万全を尽くすよう要請する。

以上、決議する。

令和4年3月3日

杉並区議会

杉並区議会の決議